

基本法第 18 条関係（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

刑事司法手続に関する情報提供の充実

捜査に関する情報提供等の充実

その他刑事司法の充実等

（ について）

被害者等は、身体等に対する直接的被害だけでなく、精神的・経済的打撃を受け、困惑状態にあり、また、一般的に刑事手続や法的救済手続等の知識に不案内な場合が多いと考えられることから、被害者等が必要とする情報を早期に提供する必要があると認識している。

警察では、刑事手続や法的救済制度などを包括的に分かり易く解説した「被害者の手引」を被害者等から事情聴取を行った捜査員が、被害を受理する際に、被害者等に配布するとともに内容の説明を行い、被害者等が必要とする情報の早期の提供に努めている。

「被害者の手引」は、殺人事件等のご遺族用、性犯罪、交通事故の被害者用等罪種別に作成されており、さらに、外国人被害者のために、英語を始めとする外国語版も各都道府県警察の実情に応じて作成されている。

また、検視・司法解剖等を実施する際は、ご遺族に対して、その必要性について十分理解していただけるよう説明するとともに、検視・司法解剖等の必要性や手続きの流れ等を記載したパンフレットの作成、配付に努めている。

（ 及び について）

被害者等は、事件・事故に関する捜査状況や加害者の処分内容等について非常に高い関心を持ち、それらの情報提供を要望していると認識している。

警察では「被害者連絡制度」を設け、殺人やひき逃げ事件等の被害者又はそのご遺族に対し、被害者から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員が、情報提供を望まない方を除き、面接あるいは電話等の方法により、捜査状況のほか被疑者の検挙、人定及び処分状況などの情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対しても適切な対応に努めている。

また、「指定被害者支援要員制度」を全国の警察に導入し、捜査員とは別に予め指定された警察職員が、殺人等の凶悪事件や交通死亡事故等の精神的に大きな打撃を受けている被害者等に対し、被害発生直後から、病院等への付添い、刑事手続の説明等を行っているが、これらを通じて必要により捜査状況等の情報提供を行っている。

平成 17 年 6 月 22 日
警 察 庁

第 4 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について
～ 刑事手続への関与拡充への取組について（基本法第 18 条関係）～

1 刑事司法手続に関する情報提供の充実に係る要望

○ 司法解剖を行う際、十分な説明をしてほしい。

警察では、死体の取扱いに従事する者に対し、警察大学校等での教育において、遺族の精神的な負担に配慮し、検視・司法解剖等を実施する際は、その必要性について十分理解していただけるよう遺族に説明するよう指導するとともに、検視・司法解剖等の必要性や手続の流れ等を記載したパンフレットの作成配布の促進にも努めているところであり、今後とも適切な対応を行うよう指導してまいりたい。

○ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。

○ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。

被害者等は、身体等に対する直接的被害だけでなく、精神的・経済的打撃を受け、困惑状態にあり、また、一般的に刑事手続や法的救済手続等の知識に不案内な場合が多いと考えられることから、被害者等が必要とする情報を早期に提供する必要があると認識している。このため、刑事手続や法的救済制度等を包括的に分かり易く解説した「被害者の手引」を、被害者等から事情聴取を行った捜査員が、被害を受理する際に、被害者等に配布するとともに内容の説明を行い、被害者等が必要とする情報の早期の提供に努めている。

また、被害者等は、捜査状況や加害者の処分内容についても非常に高い関心を有し、これらの情報提供を要望していることから、警察では、「被害者連絡制度」を設け、警察から確実に連絡し、また、被害者等からの照会にも適切な対応に努めている。

なお、これらの制度は、原則として、殺人や傷害、性犯罪といった身体犯の事件や、交通死亡事故・ひき逃げ事件等の精神的打撃が大きく、情報提供の必要性の高い事件の被害者等を対象としているが、犯罪の発生状況等都道府県の実情に応じ、適宜その対象を拡大して運用されているものと承知している。

今後とも、「被害者の手引き」の確実な配布及び「被害者連絡」の確実な実施について指導してまいりたい。

- 冊子「警察による犯罪被害者支援」(警察庁)及び冊子「被害者の方々へ」(検察庁)の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化

「被害者の手引」は、殺人事件のご遺族用、性犯罪、交通事故の被害者用等罪種別に作成し、被害者等のニーズに即したものとなるように努めているところであるが、ご指摘の要望を踏まえ、その内容の一層の充実に努めてまいりたい。

なお、冊子「警察による犯罪被害者支援」は、警察の行っている被害者対策の施策等を紹介する広報用パンフレットで、県や市町村等の役所や被害者支援連絡協議会の席上で配布しているものであり、被害者等に配布するのは「被害者の手引」である。

- 犯罪被害者等の必要情報(警察・検察・裁判所での)提供を一本化する。

情報提供を一本化すべきというご要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、被害者等が接することとなるそれぞれの機関において、そのニーズに即した情報が提供されることも重要であると考えるところ、どのような形で情報提供が行われるのが望ましいかについては、今後、関係機関と協議・検討してまいりたい。

- 調書等捜査情報の早期提供及び早期開示
- 捜査情報をリアルタイムに被害者に提供する義務を負わせるべき。
- 被害者に刑事事件の供述調書や証拠の全てを開示すべき。
- 捜査の早い段階で交通事故調書の開示を行い、被害者、加害者双方が事故の真相を知ることができるようにすべき。
- 起訴前からの捜査情報の開示
- 捜査段階早期に捜査情報の開示をしてほしい。
- 捜査記録等の手持ち証拠は全て被害者(遺族)にも開示(謄写、閲覧)すべき(弁護人に不同意とされたもの、検察官が不要としたもの等全てを含む)。
- 警察が何を捜査したのか、捜査した項目と担当警察官の名前を書類で被害者に通知してほしい。
- 実況見分調書及び加害者の供述調書について、当事者に対し事故直後からの開示を可能にする。
- 事故当日の現場写真は、事故の状況説明とともに開示すること(事故後2～3週間以内に)。

一般的に、捜査中の事件に関する書類が外部に漏れた場合、捜査活動に与える影響は極めて大きく、捜査に支障を生ずるおそれがあることから、捜査書類を被害者等に対して開示することについては慎重な検討を要すると考えられる。

このため警察では、刑事訴訟法第47条の規定を踏まえ、個別具体的なケースに応じ、捜査・公判への支障や関係者のプライバシー等と、被害者の心情への配慮、被害回復の必要性等の事情を考慮しつつ、被害者等に対し、書類の内容や捜

査状況についての説明等に努めているところである。

また、警察では、「被害者連絡制度」を設け、殺人やひき逃げ事件等の被害者又はそのご遺族に対し、被害者から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員が、情報提供を望まない方を除き、面接あるいは電話等の方法により、捜査状況のほか加害者の検挙、人定及び処分状況などの情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対しても適切な対応に努めている。

このほか、「指定被害者支援要員制度」を全国の警察に導入し、捜査員とは別にあらかじめ指定された警察職員が、殺人等の凶悪事件や交通死亡事故等の精神的に大きな打撃を受けている被害者等に対し、被害発生直後から、病院等への付添い、刑事手続の説明等を行っているところであるが、これらを通じて必要により捜査状況等の情報提供を行っている。

今後とも、これらの制度等の適切な運用を図ることにより、被害者等の要望に可能な限り応えてまいりたい。

- **実況見分調書（目撃者、加害者）と供述調書をできるだけ早期（遅くとも1週間以内）に作成すること。実況見分調書の作成が出来たら、警察から遺族の元に出向いて、事故の詳細を知らせるようにすることを義務化すること。**

捜査書類は、捜査の進捗状況や他事件の捜査等の事情により、作成時期や作成順序が一律ではないため、実況見分調書等を全て早期に作成することは困難であることはご理解願いたい。

また、ご遺族に対する捜査情報の提供は、上述のように、被害者連絡制度等により実施しているところであり、今後ともその適切な運用に努めてまいりたい。

なお、犯罪捜査規範（昭和32年7月11日 国家公安委員会規則第2号）第10条の3（被害者に対する通知）においては、「被害者等に対し、刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知しなければならない。」とされているところである。

- **徹底した警察初動捜査と捜査進捗状況の連絡の的確な実施**

警察では、事件・事故の解決のためには、その発生直後の初動捜査は極めて重要であるとの認識の下、迅速かつ的確な初動捜査の実施に努めているところである。

また、被害者等に対する捜査の進捗状況等の連絡については、上述のように、被害者連絡制度等により必要な内容の的確な連絡に努めているところである。

- **科学的初動捜査の充実と捜査状況等の連絡及び説明**

警察では、最新の現場鑑識資器材や鑑定器材の導入を図るなど科学技術を捜査活動へ活用するとともに、機動鑑識隊（班）を設置するなど科学捜査の強化に努めているところである。

また、被害者等に対する捜査の進捗状況等の連絡については、上述のように、被害者連絡制度等により必要な内容の的確な連絡に努めているところである。

- **警察の調書作成が誘導になりがちなので、改善してほしい。**

供述調書の作成など、取調べを行うに当たっては、捜査員が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導するなどしてはならないことは言うまでもなく、ご指摘のようなことのないよう、今後とも指導を徹底してまいりたい。

- **未解決事件においても、捜査に関係のないことはできる限り教えてほしい。**
- **加害者死亡事件、長期未解決事件の記録を閲覧謄写できるようにすべき。**
- **警察の捜査資料が開示されないか不十分なため、事件内容を知るためのアドバイスをしてほしい。**

警察では、「被害者連絡制度」や「指定被害者支援要員制度」の制度により、必要により捜査状況等の情報提供を行っているところであり、今後とも的確な対応に努めてまいりたい。

また、記録の閲覧に関しては、上述のように、刑事訴訟法第47条に基づき、個別具体的なケースに応じてできる限りの対応に努めているところであるが、他方、その公開が捜査に支障を及ぼすおそれがあることなどから、慎重な検討を要すると考えられる。

- **被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。**
- **被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。**

警察では、「被害者連絡制度」を設け、殺人やひき逃げ事件等の被害者又はそのご遺族に対し、当該事件・事故の捜査経過、不安の解消に資すると認められる情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対しても適切な対応に努めているところであるが、連絡が徹底されていないとのご指摘を踏まえ、今後ともその徹底を期するよう指導してまいりたい。

- **交通事故が起きた場合、警察が責任をもって被害者家族に連絡をすること。**

交通事故が発生した場合、当該事故の被害者がご家族等に連絡することが困難な場合などには、原則として警察が連絡するように努めているところである。

しかしながら、警察以外の機関等においてより早期に被害者等の身元を把握した場合など、ケースによっては、救急隊や医療機関などから連絡することがあり得ることをご理解いただきたい。

- **現行法・制度の運用及び活用をする場合は、関係機関からの被害者への周知徹底を義務付け、さらに期限を設けての見直しを実施する。**

警察では、刑事手続や被害者連絡制度等を盛り込んだ「被害者の手引」を作成し、事件・事故発生に伴う事情聴取の機会等に説明、交付するとともに、あらゆる広報媒体を活用しての周知徹底に努めており、今度ともその徹底に努めるとともに、必要に応じてその内容の見直しを図ってまいりたい。

なお、「被害者の手引」については、更新・改訂等する事項があれば、適宜、更新・改訂等しているところである。

- **通知の徹底、いろいろな被害者通知制度、これは性被害者の場合、非常に再被害におびえるので、これは徹底していただきたい。**

- **被害者等通知制度が不十分ではないか。**

警察では、「被害者連絡制度」や「指定被害者支援要員制度」の制度により、また、「被害者の手引」の配布により、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる情報について提供を行っているところであり、今後とも的確な対応に努めてまいりたい。

また、警察では、平成13年に「再被害防止要綱」を制定し、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある被害者等を、「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導・警戒等を実施し、円滑な再被害防止の措置に努めるとともに、再被害を防止する上で必要があるときは、法務関係機関から加害者の釈放等に関する情報の提供を受けるとともに、これを被害者等に通知する制度を設けるなど連携を図っているところである。

2 その他刑事司法の充実等に係る要望

- **真実を知るために、捜査状況や刑事裁判などの刑事司法にかかわりたい。**

「捜査状況にかかわりたい」というご要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、真実を知りたいというのは被害者等の基本的な要望であると考えられることから、警察では、「被害者連絡制度」を設け、面接あるいは電話等の方法により、捜査状況等の情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対しても適切な対応に努めているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

平成 1 7 年 6 月 2 2 日
警 察 庁

第 4 回犯罪被害者等基本計画検討会における留意事項について

(要望)

J R 福知山線の事故に関し、被害者の家族が警察に安否確認の連絡をしたところ、対応がぞんざいであったとして、十分な対応や配慮を求める。

(答)

兵庫県警察においては、遺体安置所内待機場所に相談受付及び身元情報提供場所を設置し、安否確認者に対して救出状況やご遺体の搬入状況等の情報を提供するとともに、待機場所内においても安否確認者からの質問に対して適宜情報提供を行ったものと承知しているが、事故発生直後は極めて混乱した状況にあり、その中において、兵庫県警察の職員はできるだけの努力をしたことはご理解願いたい。

現在、管轄警察署を中心に被害者やご遺族宅への訪問連絡活動等を行い、適宜適切な情報提供を行うとともに要望等の把握に努力しており、今後とも、被害者やご遺族の心情の理解に努め、その支援等の対策を適切に講じてまいりたい。

平成 17 年 6 月 22 日
警 察 庁

大久保構成員からの「第 4 回検討会資料に関する要望」に対する回答について

[基本法第 18 条関係]

刑事手続に関する情報提供の充実

【要望の内容】

- **重大事件に関する未解決事件被害者には定期的に連絡する制度を整備していただきたい。**

(回答)

被害者等は、捜査状況や加害者の処分内容について非常に高い関心を持っており、これらの情報提供を要望しているとの認識から、警察では、「被害者連絡制度」を設け、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯やひき逃げ事件等の精神的に大きな打撃を受けている被害者又はそのご遺族に対し、捜査状況のほか加害者の検挙、人定及び処分状況などの情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対しても適切な対応に努めている。

「重大事件」の内容が必ずしも明らかでないが、「被害者連絡制度」では、

- 身体犯及びひき逃げ事件の場合
被害申告受理後、おおむね 2 ヶ月(ひき逃げ事件についてはおおむね 2 週間)
- 交通死亡事故の場合
発生後、おおむね 1 ヶ月

が経過した時点で、被疑者検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、さらに、それ以降においても、必要に応じて連絡を行っている。

このほか、「指定被害者支援要員制度」を全国の警察に導入し、捜査員とは別にあらかじめ指定された警察職員が、「被害者連絡制度」の連絡対象事件とほぼ同一の事件の被害者等に対し、被害発生直後から、病院等への付添い、相談対応、刑事手続の説明等の情報提供等を行っているところ、被害者等の要望に応じて長期間にわたり継続して支援活動を行う場合においては、その中で捜査状況等の連絡を行うケースもあると承知している。

今後とも、これら制度の適切な運用を通じ、被害者のニーズに応えるよう努めてまいりたい。